

副本

令和 年 (ワ) 第 号 損害賠償等請求事件

原告 閲覧制限

被告 東京都

準備書面 (3)

令和 4 年 1 0 月 1 8 日

東京地方裁判所民事 御中

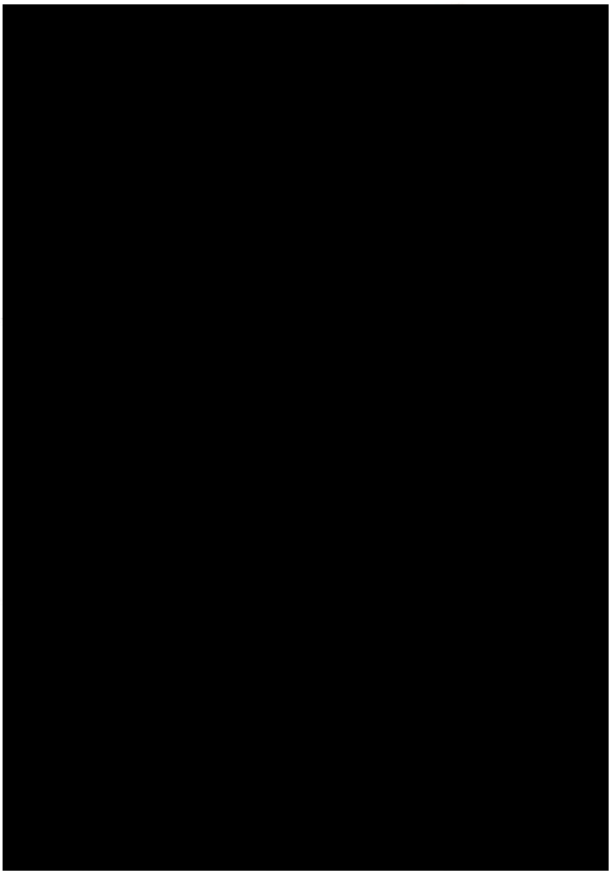
被告指定代理人

同

同

同

同



被告は、本準備書面において、原告の2022年8月9日付け原告母第2準備書面（以下「原告第2準備書面」という。）につき、新たに追加された主張に対して必要と認める範囲で認否し（第1）、従前の主張を補充しながら反論する（第2）。

なお、略語については、本準備書面で新たに読み替えるもののほか、被告の従前の例による。

第1 原告第2準備書面第3、2、(4)、ウ（27ページ）に対する認否

令和3年6月10日、[REDACTED]警部補が、警察署を訪れた原告ら訴訟代理人弁護士西山温子氏に対して、原告は本件状況を見ておらず、原告娘に対して適切な監護がなされていないことから、原告娘を児童相談所に通告する旨を伝えたことは、認める。

その余は否認ないし争う。

第2 被告の反論

原告らは、本件状況について、原告らを警察署に同行して長時間事情聴取する必要はなかった上、[REDACTED]警部補らの原告らへの対応が人種差別に該当し違法であるなどと主張する。

しかしながら、いずれも以下のとおり失当である。

1 原告らを同行したことに違法はないこと

(1) 警察署での事情聴取が必要と認められたこと

ア 原告らは、[REDACTED]警部補らが本件公園において、訴外子のけがの状況について訴外男性に聞いただけで具体的に確認しなかったことや、原告らに対し、現場で具体的な指示説明を求めなかったこと、本件状況に係る報告書を作成していないことからすれば、[REDACTED]警部補らは、本件が軽微なものと認識していたのであり、原告らに対する事情聴取も、①原告娘が訴外子を蹴ったか否か、②当該状況を原告が見ていたか否かの2点のみを確認すればよかつたのであるから警察署において事情聴取をする必要性はなかったなどと主張する（原告第2準備書面17ないし22ページ）。

イ 本件は、当時1歳の訴外子が当時3歳の原告娘から蹴られたとする事案

であるところ、[REDACTED]警部補らは、訴外子の両親である訴外男性とその妻が、それぞれ訴外子は原告娘から胸付近を蹴られたことや痣にはなっていないことなどを述べていた上、一見して訴外子に外傷が認められなかったことから、敢えて、多数の耳目がある野外において訴外子の上着をめくり胸の状況を確認する必要性がなかったため、蹴られたとされる部位については目視での確認はしていないが、訴外子のけがの状況を確認しなかったものではない。

ウ また、原告らは、[REDACTED]警部補らが、原告らに対し、現場で具体的な指示説明を求めなかったことを主張するが、そもそも、原告は本件状況について、[REDACTED]警部補らに対し、何もしていないからわからないとか、電話をしていたなどと答えるのみであった上、原告娘も日本語を理解しない様子であったことからすれば、原告らに説明を求めたとしても、本件状況について具体的説明がなされると期待できる状況にはなかったのであるから、このような状況において、[REDACTED]警部補らが、原告娘を滑り台に登らせるなどして再現させることや、原告に対して本件状況に係る具体的な指示説明を求めることは、むしろ原告らに対して無理を強いるものというべきであって、原告らの主張は、当時の自らの状況を顧みないものであり失当である。

エ 原告らは、本件公園における原告らに対する事情聴取は、①原告娘が訴外子を蹴ったか否か、②当該状況を原告が見ていたか否かの2点を確認すればよかっただけであり警察署で事情聴取する必要はなかったなどとも主張するが、防犯カメラや目撃者等の客観的証拠がない状況において、訴外男性及びその妻が、本件状況があったと説明する一方で、原告らがこれを否定したからといって、直ちに本件状況に係る事実なしと断定できるものでないことは当然であって、[REDACTED]警部補らは、本件状況に係る事実関係について、関係者から得られた説明内容等を総合的に考慮した上で判断しなければならないのであるから、本件状況について正しく事実関係を把握し、訴外男性と原告らとのトラブルの原因を解明するためには、聴取環境

を整えた上で訴外男性や原告ら等の関係者から事情を聴取するのが最適かつ不可欠であったというべきである。

よって、上記のような状況からすれば、 警部補らが、原告らに警察署への同行を求めたことに何ら不合理な点はない。

(2) 本件公園における原告らの取扱いが不当な留置きとは認められないこと

ア 原告らは、本件公園において原告らを取り扱った時間が約1時間半程度であったことについて、乙3号証の写真1枚を撮るのにかかる時間は数秒であるとか、現場を捉えることができる防犯カメラの有無は、その場に行けば瞬時に存在しないことがわかることなどからすれば、原告らの取扱いは不当な留置きに当たるなどと主張する（原告第2準備書面21及び22ページ）。

イ しかしながら、そもそも、原告らは帰宅を要望していた事実はないから、不当に留め置いた事実もないし、取扱い時間に関する原告らの主張は、臨場した警察官の活動結果の表面だけを捉えた短絡的な主張といわざるを得ない。

けんか口論との110番通報を受けて最初に臨場した 巡査長らにおいては、興奮していた訴外男性と原告らを引き離し、更なるトラブルが生じないような措置を執った上で、それぞれから通報に至った経緯等について聴取して事案の性質を判断し、しかるべき関係課に連絡して捜査員の臨場を求めるなどの措置を講じている。そして、 巡査長らに続いて本件公園に臨場した 警部補らは、事情聴取のほか、防犯カメラの検索や目撃者の捜索等、訴外子と原告娘に係る事案の調査に加え、訴外男性が訴外通訳者から暴行を受けたなどとも申告してきたため、暴行についても関係者から概要を聴取した上で、刑事課に連絡して刑事課員の臨場を要請していることは、被告準備書面(1)第2、1（9ないし13ページ）で述べたとおりであって、この間、原告らの意思に反して原告らを本件公園に留め置いた事実もないから、不当な留置きをいう原告らの主張が失当であることは明らかである。

(3) 原告らの同行方法に違法はないこと

ア 原告らは、原告が明確に帰宅したい旨を警察官に伝えていたにもかかわらず、■■■■警部補らは、これを聞き入れなかった上、任意であることを告げずに警察署へ強制的に連行した旨主張する（原告第2準備書面12及び23ページ）。

イ しかしながら、■■■■警部補らが、警察署に無理やり原告らを連行した事実はなく、原告らに対して、出頭を強制するような発言をした事実もないのであり、飽くまで、警察署で話を聞かせて欲しい旨を告げ原告が了承したことから、警察署まで同行しているのであり、警察法2条1項が規定する警察の責務を達成するための活動のうち、国民の権利・自由を制限する活動は、その根拠となる法令で認められた範囲内に行うことができるのに対し、国民の権利・自由を制限しない活動については、同項に規定する警察の責務を達成する上で必要なものであれば、個別の根拠がなくとも行うことができるとされている（最高裁昭和55年9月22日第三小法廷決定・刑集34巻5号272ページ、警察庁長官官房編・警察法解説（新版）34ページ）ことからしても、原告の同意を得た上での同行に違法な点はない。

ウ そして、原告らが任意同行に応じていたのは、同行前に原告から電話を受けたとする訴外■■■■氏が、その際の原告とのやりとりについて、「警察署に行くようなことは言っていた。間に入って英語の通訳をしてくれた男性がいたが、その男性は警察署には行けないので、■■■■区で通訳を準備できないか、というような内容だった。」など述べているのであり（甲10号証）、原告が、警察署での事情聴取において、■■■■警部補らと意思疎通を図るために自ら通訳を要請しようとしていたことからしても明らかである。

(4) 小括

以上のとおり、■■■■警部補らが、本件状況につき、本件公園での必要な調査を実施した上で、警察署において原告らを事情聴取する必要があると認

めたことに不合理はなく、原告らの同行方法も相当と認められるから、原告らを同行したことに違法はない。

2 原告らの事情聴取等に違法はないこと

(1) 原告らに身体的苦痛を与え、健康状態に配慮しなかったとの主張が事実 反すること

ア 原告は、本件公園において警察官に取り扱われた以降、食事、トイレ、オムツ交換を何度も申し入れたが、 警部補らに許可されず、仮に原告らが明示的に要望を伝えられていなかったとすれば、それ自体が心理的プレッシャーを原告らが受けていたものといえ、いずれにせよ、 警部補らは、原告らに対し、身体的、精神的苦痛を伴う事情聴取を行ったなどと主張する（原告第2準備書面23ないし25ページ）。

イ しかしながら、被告準備書面(1)第2、2、(1)及び(4)（14ページ）でも述べたとおり、原告らは本件公園から警察署に同行後、原告自ら原告娘に飲み物を買いたいと申し出たことから、警察官が自動販売機まで案内し購入させているのであるし、原告は自由に携帯電話を使用しているのであるから、原告が要望を伝えられなかった状況や申入れが受け入れられなかった状況にあった事実などない。そして、原告らが、警察官に対し、食事、トイレ、おむつ交換の申入れを行った事実がなかったことは、原告が警察署において事情聴取中に訴外 氏と会話したとする内容に、トイレやおむつ交換等の要望を聞き入れてもらえないなどと述べた事実がないことからしても（甲10号証）明らかであるから、 警部補らが、原告らの申入れを許可せずに身体的苦痛を与えたなどとする原告らの主張は、到底信用できるものではない。

(2) 訴外男性の言い分を認めるよう迫った事実はないこと

ア 原告らは、本件当日に 警部補らが、原告らに対して訴外男性の言い分を認めさせようとしていたとする事情として、原告の回答は一貫して

いたのに、警部補が執拗に聴取を継続した上、原告が認めていない本件状況の事実を前提として児童通告がなされていることを主張する（原告第2準備書面25ないし27ページ）。

イ 原告が警部補らの事情聴取に対し、曖昧な回答に終始していたことは、被告準備書面(1)第2で述べたとおりであり、警部補らは、原告の回答が一貫していなかったために、原告娘からも聴取するなどしているが、原告らに対して訴外男性の言い分を認めさせようとした事実は一切ない。そして、警部補は、原告らに対する事情聴取の結果、原告は滑り台上での原告娘の状況を見ていなかったと認められ、訴外男性が原告娘を追いかけているのを認識して初めて訴外男性と原告娘との間で何らかのトラブルが発生したことを認識したものと認められたのである。

ウ また、児童相談所への通告については、本件当日における本件公園内での調査及び警察署において原告らから事情聴取した内容等を総合考慮し、本件状況があったものと認めた上で、児童福祉上の観点も踏まえて、原告娘の健やかな育成のため、原告らには広く児童相談所による援助が必要であると判断し、令和3年6月15日、警察署長が児童相談所に原告娘を通告したものであり、本件状況について必要な調査が行われた上で、原告娘につき児童相談所への通告が行われていることは、被告準備書面(1)第2の1及び2に述べたとおりである。

よって、警部補らが、訴外男性の言い分を認めさせるために事情聴取を行っていたなどとする原告らの主張は失当といわざるを得ないのである。

(3) 原告らの写真撮影に違法はないこと

ア 原告らは、写真撮影について、児童相談所への通告の際に用いられた可能性が高く、そのような目的を秘して行われたとすれば、原告の真の了承

がなかったことは明らかである旨主張する（原告第2準備書面33ページ）。

イ しかしながら、被告準備書面(1)第3、2、(1)、イ、(オ)（23及び24ページ）でも述べたとおり、■■■■ 巡査部長は、本件状況に係る調査をする過程で原告に対して写真撮影についての承諾を求め、原告がこれに承諾したため写真撮影を行ったものであるから、本件状況に関連する警察業務に使用する目的で写真撮影が行われることは原告においても理解した上で承諾をしたものと認められるのである。なお、上記写真については、本件状況に関する調査の過程で原告娘につき児童通告の必要があると判断されたことから、児童通告書の関係資料として児童通告書とともに児童相談所に提出されているが、上記のような写真撮影の経緯からすれば、写真撮影の際に、児童相談所の通告に用いることを具体的に説明していないとしても、そのことをもって、写真撮影に原告の了承がなかったことにはならない。

(4) 個人情報の提供に違法はないこと

ア 原告らは、■■■■ 警部補が訴外男性に原告の連絡先を教示したことについて、①警察活動は民事不介入を原則としているから、トラブルの一方当事者から民事訴訟の提起の便宜を求められたところで、それに応じる義務はなく連絡先の教示は不必要であったとか、②■■■■ 警部補らは訴外男性が本件公園において原告らの写真をTwitterに「晒す」と発言しているのを把握し、事後的に原告らが訴外男性から何らかの攻撃を受け生活が脅かされる危険性があることを十分に予見、認識できたはずであるから、漫然と連絡先を教示したことは注意義務に違反するなど主張する（原告第2準備書面43ないし45ページ）。

イ ■■■■ 警部補は、訴外男性及び原告らに対し、相互に連絡先を教示することに対する同人らの意思を確認した上で、承諾のあった原告らの連絡先を訴外男性に教示したものであるから、当該対応に違法な点は認められない。

ウ 上記②については、仮に、本件公園において、原告らの写真をTwitterに「晒す」との訴外男性による発言があったとしても、[REDACTED]警部補は同発言があったことを認識していないし、訴外男性が、原告らを写真撮影していたことも知らなかったのであるから、連絡先の教示について、原告らの生活が脅かされる危険性があると予見することなどできず、原告らの主張は前提として失当である。

(5) 小括

以上のとおり、[REDACTED]警部補らは、原告からの申出には適切に対応しつつ、本件状況について必要な事情聴取を実施し、その過程において写真撮影や連絡先の教示について承諾を得て対応しているのであるから、原告らの事情聴取等に違法はない。

3 警察職員による対応が人種差別に該当するとの主張が失当であること

原告らは、訴外男性はもとより、本件当日の取扱いを行った全ての警察職員が人種差別の意識に基づいて原告らに対応したような主張をするが（原告第2準備書面34ないし40ページ）、原告らの主張こそ偏見に基づくものであり失当である。

(1) 原告らに再現を求めなかったことに違法はないこと

ア 原告らは、[REDACTED]警部補らによる本件公園での原告らの対応につき、訴外男性と妻には滑り台での説明の機会を与えた一方で、原告らには付与せず、その場で再現すれば本件状況が不可能であることが容易に分かったのにその確認を怠ったのであるから、当初から一方的に訴外男性の言い分を信用して対応した差別的なものであるなどと主張するようである（原告第2準備書面35ないし38ページ）。

イ しかしながら、[REDACTED]警部補らが、原告らに対して滑り台において再現や具体的説明を求めなかった理由は、上記1、(1)、ウのとおりである。加えて、原告は、警察署においても原告娘が具体的にどのように滑り台で遊んでいたかを説明しなかったのであり、[REDACTED]警部補らが、原告らに対し滑り台での説明を求めなかったのは自然な対応であったといえるから、原告らの主張は失当である。

(2) ■■■■■通訳員が差別的意識をもって通訳に臨んだとは認められないこと

ア 原告らは、■■■■■通訳員の作成した通訳要請受理簿2通（乙1及び2号証）には予断を示す次の記載①ないし③があることからして、■■■■■通訳員が原告らに対する差別的感情をもって、原告らの言い分を信用せず、訴外男性の言い分を信用して聴取に臨んでいたなどと主張するようである（原告第2準備書面38及び39ページ）。

① 蹴ったと思われる女の子（3歳）とその母親からの聴取

② 母親にすると「付近のベンチに座ってずっと見ていたが、娘は蹴ったりしていない」とのこと。両者の供述は一致しないが、④の説明も考慮すると、通報者の言い分が正しい可能性が高いと思われる。

③ 母親に子供から目を離した時間が数秒でもなかったかと尋ねるも、ずっと娘を見ていたが娘は蹴っていないとの主張は変わらず。すべり台の頂上にあるアーチにぶら下がったときに足が男の子に当たったものと考えられる。

イ 通訳要請受理簿は、■■■■■通訳員が第1回及び2回の聴取後にそれぞれ作成したものであるが、上記②及び③の記載部分は■■■■■通訳員が通訳を実施して感じた印象を記載したものである。また、上記①の記載についても通訳を要請した■■■■■警部補が説明した事案の概要に基づき記載したものに過ぎない。

ウ そして、通訳要請受理簿は、その題目のとおり、警察署等からの通訳の要請を受けた経過を明らかにする目的で作成するものであり、要請を受けた通訳員等は、当該受理簿の必須記載事項である「事案の概要及び通訳を必要とする理由」などを記載するが、この際、当該事案についての予備知識がないため、要請側から説明された内容が記載されるのであり（上記①）、鉛筆書きのメモは、実際に通訳した際の概略を■■■■■通訳員が備忘のために記載したものに過ぎないのであって（上記②及び③）、これら記載をもって■■■■■通訳員が差別的感情をもって通訳に臨んだなどということができないことは、その記載内容から明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、[REDACTED]警部補らが原告らに再現等を求めなかったことに合理的な理由が存在するのであるし、[REDACTED]通訳員は偏見や差別的感情をもって原告らに対応していたとは認められないから、警察職員による原告らの対応が人種差別に該当する旨の原告らの主張は、失当である。

第2 結語

以上のとおり、警察官による原告らの対応に違法はなく、原告らの請求に理由はないから棄却されるべきである。